

# 老人福祉法に基づく

## 老人居宅生活支援事業等届出の手引き

(老人居宅生活支援事業開始届)

(老人デイサービスセンター等設置届)

1. 老人福祉法に基づく届出が必要となる事業	… 2
2. 届けの手続き等について	… 3
3. デイサービスおよびショートステイに係る施設と事業の区分について	… 6
4. 老人福祉法（抜粋）	… 9
5. 老人福祉法施行規則（抜粋）	… 21
6. 老人福祉法関係通知	… 27
7. 滋賀県老人福祉法施行細則	… 30

介護保険法	特定施設入居者生活介護	福祉の措置	・介護老人保健施設	・訪問看護	・福祉用具貸与
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム		・居宅サービス事業所（右以外） ・介護老人福祉施設 ・地域密着型サービス事業所	・介護療養型医療施設 ・訪問リハビリテーション ・介護医療院 ・短期入所療養介護	・訪問リハビリテーション ・特定福祉用具販売 ・居宅療養管理指導 ・居宅介護支援 ・通所リハビリテーション

令和5年7月

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

# 1 老人福祉法に基づく届出が必要となる事業

介護保険法に定める事業を実施する場合、介護保険法第70条（指定居宅サービス事業者）、同法第78条の2（指定地域密着型サービス事業者）、同法第115条の2（指定介護予防サービス事業者）、同法第115条の12（指定地域密着型介護予防サービス事業者）および同法第115条の45の5（介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業者）により事業者として指定申請が必要となりますが、これらの事業のうち、次の事業については、老人福祉法にも規定されているので、介護保険法の事業者指定申請を都道府県知事または市町村長に行う際に、**老人福祉法に基づく都道府県知事**（大津市にあつては、大津市長）**への届出が必要**です。

老人福祉法		介護保険法上の名称
必要な届出名	名 称	
<a href="#">老人居宅生活支援事業開始届</a>	老人居宅介護等事業 (法第5条の2第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護</li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・ 夜間対応型訪問介護</li> <li>・ 第1号訪問事業（*）</li> </ul>
	老人デイサービス事業 (法第5条の2第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> <li>・ （介護予防）認知症対応型通所介護</li> <li>・ 第1号通所事業（*）</li> </ul>
	老人短期入所事業 (法第5条の2第4項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （介護予防）短期入所生活介護</li> </ul>
	小規模多機能型居宅介護事業 (法第5条の2第5項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （介護予防）小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
	認知症対応型老人共同生活援助事業 (法第5条の2第6項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （介護予防）認知症対応型共同生活介護</li> </ul>
	複合型サービス福祉事業 (法第5条の2第7項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複合型サービス</li> </ul>
<a href="#">老人デイサービスセンター等設置届</a>	老人デイサービスセンター (法第20条の2の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> <li>・ （介護予防）認知症対応型通所介護</li> <li>・ 第1号通所事業（*）</li> </ul>
	老人短期入所施設 (法第20条の3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （介護予防）短期入所生活介護</li> </ul>

\* 第1号訪問事業および第1号通所事業のうち、介護予防訪問介護および介護予防通所介護に相当するサービスを行う場合のみ届出が必要です。

(注) 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設とは、デイサービスまたはショートステイのサービスを専用施設で実施するものを独立した施設として位置づけているものです。

したがって、デイサービスまたはショートステイのサービスに使用する主要な部分を併設施設と共用する場合は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設に該当しないため、老人デイサービスセンター等設置届ではなく、老人居宅生活支援事業開始届を提出することになります。

## 2 届けの手続き等について

### (1) 届出対象者

届出は、事業実施者が行うことになっており、届出者は、介護保険法の事業者指定申請者と同一となります。

#### ※ 指定管理者制度を活用している場合の申請者について

介護保険法第70条第1項および第78条の2第1項の規定により、指定の申請は「事業を行う者」が行うこととされていることから、指定管理者を指定の申請者とする。

ただし、指定管理者制度の利用料金制を採用せず、介護報酬等の収受の主体を地方公共団体としている場合には、地方公共団体を申請者とする。

### (2) 届出の単位

事業単位、施設単位で届け出ます。

例：同一施設でショートステイとデイサービスを同時に開始する場合は、ショートステイとデイサービスのそれぞれに老人居宅生活支援事業開始届を作成します。

例：既に特別養護老人ホームを経営しておりショートステイやデイサービスの老人居宅生活支援事業開始届を提出している社会福祉法人が、新たに特別養護老人ホームを建ててショートステイやデイサービスを実施する場合は既に提出した届の変更届ではなく、新しい事業として新たに老人居宅生活支援事業開始届を提出します。

### (3) 届出の時期

老人居宅生活支援事業を開始するとき、デイサービスセンター等を設置するときには、あらかじめ届け出ます。(法第14条、法第15条第2項)

届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に届け出ます。

(法第14条の2、法第15条の2第1項)

また、事業を廃止(休止)しようとするとき、施設を廃止(休止)しようとするときは、1月前までに届け出ます。(法第14条の3、法第16条第1項)

なお、変更届を提出する際には、介護保険法の事業者指定申請の内容にも変更を生じることになりますが、介護保険法上の変更届については、変更後10日以内に提出する必要がありますので留意してください。

★「変更」とは、何か? …変更が必要となる事項…

### ①老人居宅生活支援事業

ア 事業の種類および内容

イ 経営者の氏名および住所

(法人であるときは、その名称および主たる事務所の所在地)

ウ 条例、定款その他の基本約款

エ 職員の定数および職務の内容

オ 主な職員の氏名および経歴

カ 事業を行おうとする区域

キ 老人デイサービス事業を行う者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類および所在地

ク 老人短期入所事業を行う者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地および施設の入所定員

ケ 小規模多機能型居宅介護事業または複合型サービス福祉事業を行う者にあつては、サービスの拠点の名称、所在地および登録定員

コ 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者にあつては、当該事業の用に供する住居の名称、所在地および入居定員

サ 事業開始の予定年月日

### ②老人デイサービスセンター、老人短期入所施設

ア 施設の名称、種類および所在地

イ 建物の規模および構造ならびに設備の概要

ウ 職員の定数および職務の内容

エ 施設の長その他主な職員の氏名および経歴

オ 事業を行おうとする区域

カ 老人短期入所施設にあつては、その入所定員

キ 事業開始の予定年月日

(4) 届出の提出先

サービスを提供する施設等の所在地を管轄する健康福祉事務所（草津市・守山市・栗東市・野洲市に所在する施設等にあつては県庁医療福祉推進課、大津市にあつては市の担当課）へ提出します。

(5) 提出書類

①老人居宅生活支援事業

ア 開始届の様式

様式第25号の2（滋賀県老人福祉法施行細則第12条の2関係）  
※老人居宅生活支援事業開始届（35ページ参照）

イ 変更届の様式

様式第25号の3（滋賀県老人福祉法施行細則第12条の3関係）  
※老人居宅生活支援事業変更届（36ページ参照）

ウ 廃止（休止）届の様式

様式第25号の4（滋賀県老人福祉法施行細則第12条の4関係）  
※老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（37ページ参照）

②老人デイサービスセンター、老人短期入所施設

ア 設置届の様式

様式第25号の5（滋賀県老人福祉法施行細則第12条の5関係）  
※老人デイサービスセンター等設置届（38ページ参照）

イ 変更届の様式

様式第25号の6（滋賀県老人福祉法施行細則第12条の6関係）  
※老人デイサービスセンター等事業変更届（39ページ参照）

ウ 廃止（休止）届の様式

様式第25号の7（滋賀県老人福祉法施行細則第12条の7関係）  
※老人デイサービスセンター等廃止（休止）届（40ページ参照）

(6) 添付書類

届出ごとに添付書類が定められていますので、よく確認のうえ提出してください。  
なお、定款や土地、建物に係る権利関係を明らかにする書類は、写しで差し支えありません。

また、介護保険法に基づく指定申請に係る必要書類と重複する添付書類については、提出を省略することができます。（介護保険法に基づく指定申請先と老人福祉法に基づく届出先が同じ場合に限る。）

### 3 デイサービス及びショートステイに係る施設と事業の区分について

#### (1) 基本的な考え方

地理的に離れている場合はもちろんのこと、特別養護老人ホーム等に「併設」されている場合であっても、デイサービスまたはショートステイにおいて提供されるサービスのうち、基本的なものを専用の施設ないし設備によって提供している場合は、老人デイサービスセンターまたは老人短期入所施設と位置付け、特別養護老人ホーム等の用途に供されている施設ないし施設を用いて基本的なサービスを提供している場合は、老人デイサービス事業または老人短期入所事業として位置付けます。

#### (2) デイサービスにおける区分の基準

- ① 老人福祉センターや公民館等の用途に供されている施設を利用してデイサービスを実施する場合には、原則として老人デイサービス事業として位置付けます。
- ② 養護老人ホームまたは特別養護老人ホームにいわゆる「デイサービスセンター」を併設している場合にあっては、基本事業のうち機能訓練および介護サービスならびに通所事業を専用の施設で行うものを、老人デイサービスセンターとして位置付けます。  
具体的には、①作業および機能訓練室、②静養室、③浴室、④食堂を専用で有する場合に老人デイサービスセンターと位置付けます。

#### (3) ショートステイにおける区分の基準

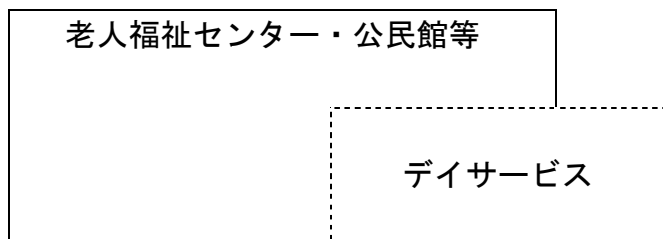
①専用ベッド、②浴室、③食堂を専用の施設として有し、かつ、老人短期入所施設として独立してその機能を果たしうる人員配置を有するものを老人短期入所施設とします。

※（老人福祉法等の一部を改正する法律及び老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行について 平成2年12月28日 老福第250号）

# 事業と施設の区分について

## 1. デイサービスについて

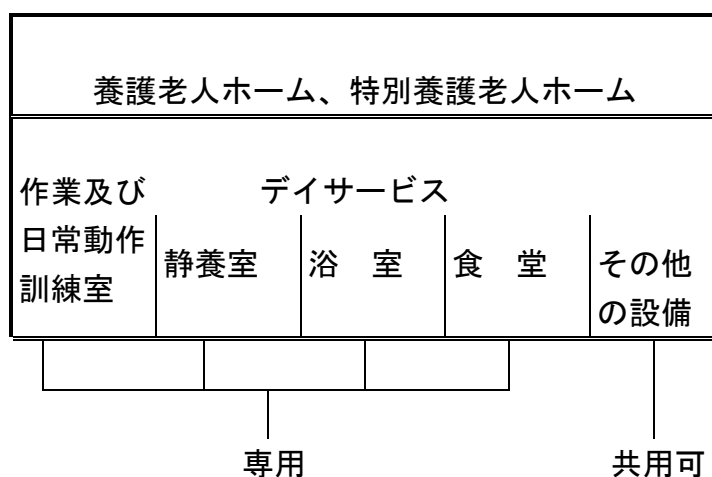
(1) 老人福祉センター、公民館等の用途に供される施設を利用して行う場合



老人デイサービス事業

(2) 養護老人ホーム、特別養護老人ホームに併設して行う場合

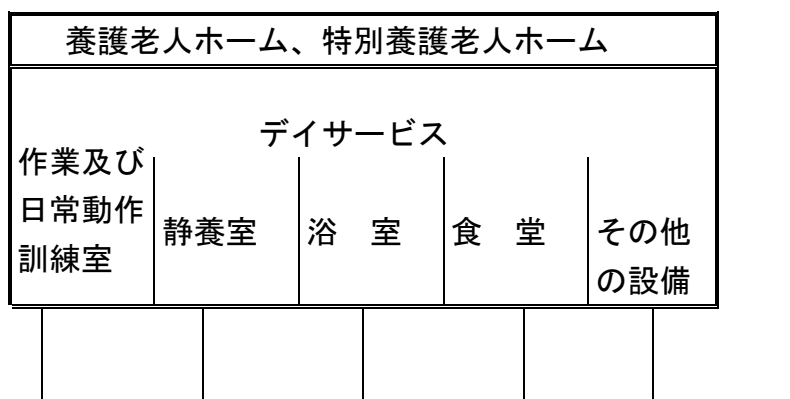
ア) 作業および日常動作訓練室、静養室、浴室、食堂をデイサービス専用に行っている場合



老人デイサービス

センター

イ) 上記4設備のうち、一部または全部の設備が養護老人ホーム、特別養護老人ホームと共用の場合



老人デイサービス

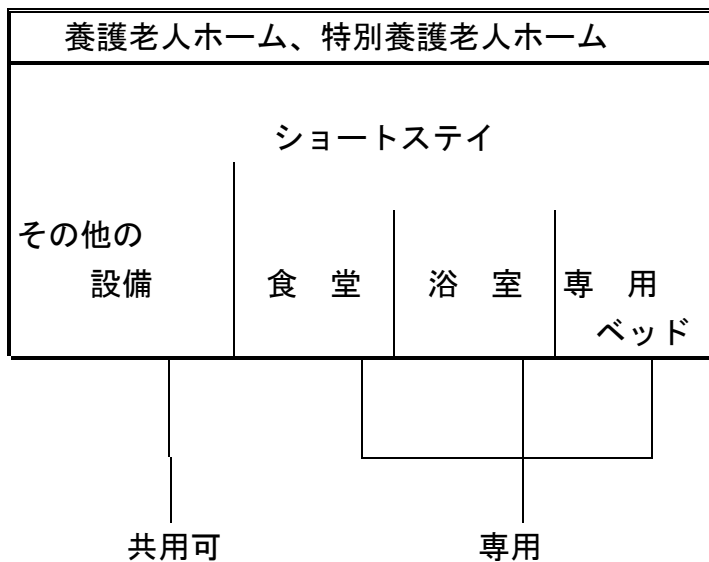
事業

共用可

## 2. ショートステイについて

○養護老人ホーム、特別養護老人ホームと併設の場合

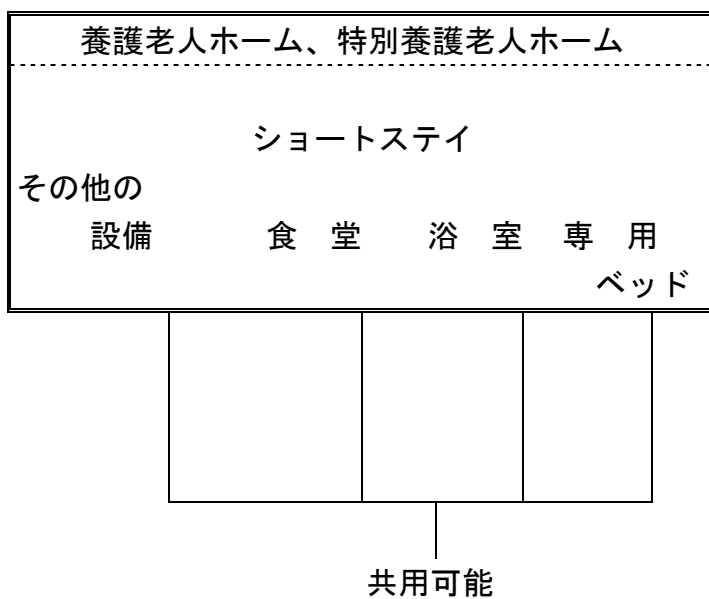
ア 浴室、食堂をショートステイ専用に行っている場合



老人短期入所施設

※ただし、独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有すること。

イ 上記2設備のうち、いずれかまたは両方の設備を養護老人ホーム、特別養護老人ホームと共用している場合



老人短期入所事業



## ○老人福祉法（抜粋）

- 第一章 総則（第一条—第十条の二）
- 第二章 福祉の措置（第十条の三—第十三条の二）
- 第三章 事業及び施設（第十四条—第二十条の七の二）
- 第三章の二 老人福祉計画（第二十条の八—第二十条の十一）
- 第四章 費用（第二十一条—第二十八条）
- 第四章の二 有料老人ホーム（第二十九条—第三十一条の五）
- 第五章 雑則（第三十二条—第三十七条）
- 第六章 罰則（第三十八条—第四十三条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

#### （基本的理念）

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

#### （老人福祉増進の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

#### （老人の日及び老人週間）

第五条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は九月十五日とし、老人週間は同日から同月二十一日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(定義)

第五条の二 この法律において、「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。

2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）であって厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）であって厚生労働省令で定めるものをいう。

4 この法律において、「老人短期入所事業」とは、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。

5 この法律において、「小規模多機能型居宅介護事業」とは、第十条の四第一項第四号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。

6 この法律において、「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第十条の四第一項第五号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

7 この法律において、「複合型サービス福祉事業」とは、第十条の四第一項第六号の措置

に係る者又は介護保険法の規定による複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（以下「訪問介護等」という。）を含むものに限る。）に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、同法 に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

（福祉の措置の実施者）

第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号又は生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している六十五歳以上の者については、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるその六十五歳以上の者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

（市町村の福祉事務所）

第五条の五 市町村の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に関し、主として前条第二項各号に掲げる業務を行うものとする。

（市町村の福祉事務所の社会福祉主事）

第六条 市及び福祉事務所を設置する町村は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の指揮監督を受けて、主として次に掲げる業務を行う所員として、社会福祉主事を置かななければならない。

- 一 福祉事務所の所員に対し、老人の福祉に関する技術的指導を行うこと。
- 二 第五条の四第二項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行うこと。

(連絡調整等の実施者)

第六条の二 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 この法律に基づく福祉の措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
  - 二 老人の福祉に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
- 2 都道府県知事は、この法律に基づく福祉の措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、この法律の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理する福祉事務所長に委任することができる。

(都道府県の福祉事務所の社会福祉主事)

第七条 都道府県は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所長の指揮監督を受けて、主として前条第一項第一号に掲げる業務のうち専門的技術を必要とするものを行う所員として、社会福祉主事を置くことができる。

(保健所の協力)

第八条 保健所は、老人の福祉に関し、老人福祉施設等に対し、栄養の改善その他衛生に関する事項について必要な協力を行うものとする。

(民生委員の協力)

第九条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

(介護等に関する措置)

第十条 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の介護等に関する措置については、この法律に定めるもののほか、介護保険法の定めるところによる。

(連携及び調整)

第十条の二 この法律に基づく福祉の措置の実施に当たっては、前条に規定する介護保険法に基づく措置との連携及び調整に努めなければならない。

## 第二章 福祉の措置

(支援体制の整備等)

第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため

に日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援、生活支援等（心身の状況の把握その他の六十五歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。第十二条の三において同じ。）並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者及び民生委員の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

- 2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、六十五歳以上の者が身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

（居宅における介護等）

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 一 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 二 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 三 六十五歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 四 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能

型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五 六十五歳以上の者であって、認知症（介護保険法第五条の二**第一項**に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

六 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

2 市町村は、六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

（老人ホームへの入所等）

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 六十五歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預って養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下

同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。

- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

（措置の解除に係る説明等）

第十二条 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かななければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

（行政手続法の適用除外）

第十二条の二 第十条の四又は第十一条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（生活支援等に関する情報の公表）

第十二条の三 市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

（老人福祉の増進のための事業）

第十三条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するように努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

（研究開発の推進）

第十三条の二 国は、老人の心身の特性に応じた介護方法の研究開発並びに老人の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者に使用させることを目的とするもの研究開発の推進に努めなければならない。

### 第三章 事業及び施設

（老人居宅生活支援事業の開始）

第十四条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うこ

とができる。

(変更)

第十四条の二 前条の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(廃止又は休止)

第十四条の三 国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(家賃等以外の金品受領の禁止等)

第十四条の四 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、家賃、敷金及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

3 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、第五条の二第六項に規定する住居に入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

(施設の設置)

第十五条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。

3 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老



人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

（変更）

第十五条の二 前条第二項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項の規定による認可を受けた者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加）

第十六条 国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。

（施設の基準）

第十七条 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数

二 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積

三 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 養護老人ホームの入所定員

- 3 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令等)

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合（第一項の命令に違反したことに基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業の制限又は停止を命ずる場合を除く。）には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かななければならない。

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十

五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

(措置の受託義務)

第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

- 2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(処遇の質の評価等)

第二十条の二 老人居宅生活支援事業を行う者及び老人福祉施設の設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に処遇を受ける者の立場に立ってこれを行うように努めなければならない。

(老人デイサービスセンター)

第二十条の二の二 老人デイサービスセンターは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは第一号通所事業であって厚生労働省令で定めるものを利用する者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を**通**わせ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

(老人短期入所施設)

第二十条の三 老人短期入所施設は、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(養護老人ホーム)

第二十条の四 養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(特別養護老人ホーム)

第二十条の五 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(軽費老人ホーム)

第二十条の六 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。）とする。

(老人福祉センター)

第二十条の七 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

(老人介護支援センター)

第二十条の七の二 老人介護支援センターは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 老人介護支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## ○老人福祉法施行規則（抜粋）

（法第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の身体上又は精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜とする。

（法第五条の二第二項等に規定する厚生労働省令で定める第一号訪問事業）

第一条の二 法第五条の二第二項並びに老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号。以下「令」という。）第一条第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号訪問事業は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十三の六第一号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。第一条の三の二において同じ。）により行われる同法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業とする。

（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第一条の二の二 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項第三号に規定する施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の三 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者又はその養護者に必要な便宜とする。

（法第五条の二第三項等に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業）

第一条の三の二 法第五条の二第三項及び第二十条の二の二並びに令第二条第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業は、介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者により行われる介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業とする。

（法第五条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第一条の四 法第五条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設であつて同項に規定する短期間の入所による養護を適切に行うことができる施設とする。

（法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点）

第一条の五 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に定める便宜を適切に供与することができるサービスの拠点とする。

(法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第一条の六 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上又は精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜とする。

(法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス)

第一条の六の二 法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(介護保険法施行規則第十七条の十二に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。

(法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分)

第一条の六の三 法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分は、介護保険法施行規則第十七条の二に規定する日常生活上の世話に係る部分とする。

(養護受託者)

第一条の七 法第十一条第一項第三号に規定する養護受託者になることを希望する者は、その居住地の市町村長に、その旨を申し出なければならない。

(法第十二条に規定する厚生労働省令で定める場合)

第一条の八 法第十二条に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地(居住地を有しないか、又は明らかでないときは、現所在地)を移した場合とする。

(法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報)

第一条の八の二 法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が必要と認める情報とする。

(老人居宅生活支援事業の開始の届出)

第一条の九 法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 職員の定数及び職務の内容
- 五 主な職員の氏名及び経歴

六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）

七 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）

八 事業開始の予定年月日

2 法第十四条の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。

（老人居宅生活支援事業の変更の届出）

第一条の十 法第十四条の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第一条の十一 法第十四条の三に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

（法第十四条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第一条の十二 法第十四条の四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用（敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。））として收受するものを除く。）とする。

（必要な保全措置）

第一条の十三 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、法第十四条の四第二項の規定により、同項に規定する前払金（次条において「前払金」という。）に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じなければならない。

（家賃等の前払金の返還方法）

第一条の十三の二 法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

- 一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあっては、三月

- 二 入居者の入居後、前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間
- 2 法第十四条の四第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
    - 一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第十四条の四第二項の家賃その他第一条の十二に規定する費用（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法
    - 二 前項第二号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、前払金の額から控除する方法

（老人デイサービスセンター等の設置の届出）

第一条の十四 法第十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設の名称、種類及び所在地
  - 二 建物の規模及び構造並びに設備の概要
  - 三 職員の定数及び職務の内容
  - 四 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
  - 五 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
  - 六 老人短期入所施設にあつては、その入所定員
  - 七 事業開始の予定年月日
- 2 市町村は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、次の各号に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならない。
    - 一 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
    - 二 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
- 3 国、都道府県及び市町村以外の者は、法第十五条第二項の規定による届出を行おうとするときは、次の各号に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならない。
    - 一 前項第一号に掲げる書類
    - 二 定款その他の基本約款

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出）

第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設の名称、種類及び所在地
- 二 施設の地理的状況
- 三 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 四 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - イ 施設の運営の方針
  - ロ 入所定員
  - ハ 職員の定数及び職務の内容



五 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項

イ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。）第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程

ロ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

ハ 職員の勤務の体制及び勤務形態

ニ 基準第二十七条第一項（基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（基準第二十七条第二項（基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

六 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴

七 事業開始の予定年月日

八 地方独立行政法人が設置する場合にあつては、資産の状況を記載した書類

2 市町村は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、次の各号に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

二 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書

3 地方独立行政法人は、法第十五条第三項の規定による届出を行おうとするときは、次の各号に掲げる書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一 前項第一号に掲げる書類

二 定款その他の基本約款

三 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請）

第三条 法第十五条第四項の規定による認可を受けようとする社会福祉法人又は日本赤十字社は、前条第一項各号に掲げる事項及び資産の状況を記載した申請書を施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 前条第二項第一号に掲げる書類

二 定款その他の基本約款

三 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

（老人デイサービスセンター等の変更の届出）

第三条の二 法第十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一条の十四第一項各号に掲げる事項とする。

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出）

第四条 法第十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 施設の名称及び所在地

- 二 土地又は建物に係る権利関係
- 三 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 四 施設の運営の方針
- 五 職員の定数及び職務の内容
- 六 事業開始の予定年月日

(老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出)

第四条の二 法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出)

第四条の三 法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする年月日
- 二 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由
- 三 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 五 入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員
- 六 入所定員を増加しようとする場合にあっては、増加後の入所定員

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可の申請)

第五条 法第十六条第三項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによって行うものとする。

- 一 廃止し、休止し、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由
- 二 廃止し、休止し、又は入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置
- 三 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 四 入所定員を減少しようとする場合にあっては、減少後の入所定員
- 五 入所定員を増加しようとする場合にあっては、その年月日及び増加後の入所定員

○老人福祉法等の一部を改正する法律及び老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

(平成二年一二月二八日)

(老福第二五〇号)

(各都道府県各指定都市民生主管部(局)長あて厚生省大臣官房老人保健福祉部  
老人福祉課長通知)

標記については、今般「老人福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行(平成三年一月一日)及びそれに伴う政省令の改正について」(平成二年一二月二八日老福第二四九号、社庶第二三七号、児発第九八八号厚生省大臣官房老人保健福祉部長、社会局長、児童家庭局長通知)により通知されたところであるが、なおその施行に当たっては次の事項に御留意のうえ、遺憾のないよう特段の御配慮を煩わしたい。

第一 老人デイサービスセンターと老人デイサービス事業の区別等について

- 一 今般の法改正において、従来「老人デイ・サービス事業」又は「老人短期保護事業」とされていたものを、それぞれ専用施設において行われるものと、特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるものとに分け、前者については「施設」(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設)として、後者については「事業」(老人デイサービス事業、老人短期入所事業)として所要の規制を加えている。デイサービス又はショートステイの用に供する施設ないし設備が特別養護老人ホーム等に併せて設置される場合の、「施設」と「事業」の区別の基準は次に示すとおりであるが、その基本的な考え方としては、デイサービス又はショートステイにおいて提供されるサービスのうち、基本的なものを専用の設備により提供している場合に独立した「施設」として位置付け、基本的なサービスを他の施設の設備により提供している場合を「事業」として位置付けることとしているものであること。

なお、三(二)に示す職員配置の基準は別に定めるところによるものとする。

二 老人デイサービスセンターと老人デイサービス事業の区別について

老人福祉法(以下「法」という。)第二〇条の二に規定する老人デイサービスセンターとは、法第一〇条の三第一項第二号の措置に係る者を通わせ、同号の厚生省令で定める便宜を供与することを専ら目的とする独立した施設をいい、具体的には、基本事業のうち日常動作訓練及び養護並びに通所事業を実施するための専用の設備を有する施設(従来のデイ・サービスセンター(C型)にあつては、基本事業のうち日常動作訓練及び養護を実施するための専用の設備を有していれば足りるものとする。)が該当すること。特別養護老人ホーム等に併設された設備がこの要件を満たさない場合にあつては、法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業として取り扱うべきこと。

三 老人短期入所施設と老人短期入所事業の区別について

法第二〇条の三に規定する老人短期入所施設とは、法第一〇条の三第一項第三号の措置に係る者を短期間入所させ、養護することを専ら目的とする独立した施設を

いい、具体的には次に掲げる二つの要件を満たす施設が該当すること。特別養護老人ホーム等に併設された設備が当該要件を満たさない場合にあっては、法第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業として取り扱うべきこと。

- (一) 短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の設備として有すること。
- (二) 独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有すること。

## 第二 老人デイサービスセンター等の立地等について

### 一 都市計画法関係

老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の立地については都市計画法の趣旨を尊重して行うよう設置者を指導すること。

### 二 宅地開発関係

老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置に係る宅地の開発に際しては、開発許可担当部局がその事業内容を把握できるよう、十分な連携をとること。

### 三 消防法等関係

老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置に際しては、これらの施設の外壁又はこれに相当する工作物から、消防法(昭和二三年法律第一八六号)に規定する危険物の製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所に対して三〇メートル以上、消防法上の移送取扱所の地上に設置されている配管並びにポンプ及びその附属設備に対して四五メートル以上、石油パイプライン事業法(昭和四七年法律第一〇五号)に規定する石油パイプライン事業の事業用施設のうち地上に設置されている導管並びに送油用圧送機及びその附属設備に対して四五メートル以上、並びに屋外タンクに対しては三〇メートル以上の距離を置くほか、近隣の危険物施設の設置状況に十分配慮するよう設置者を指導すること。またこの指導に際しては、関係消防機関との十分な連携をとること。

## 第三 老人居宅生活支援事業等の届出について

### 一 届出の主体

市町村が老人居宅生活支援事業を、社会福祉法人等当該市町村以外の者に委託して実施する場合にあっては、委託を受けた者のみが事業の開始等に係る届出を行うこと。

### 二 届出の受理

老人居宅生活支援事業の開始の届出及び老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設の設置の届出の受理に際しては、老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(平成二年厚生省令第五九号)による改正後の老人福祉法施行規則(以下「規則」という。)第一条の六第一項第七号又は第一条の九第一項第六号に掲げる事項のうち委託を行う市町村の名称が届け出られる場合には、当該市町村と事業を行おうとする者又は施設を設置しようとする者との間において委託契約が成立していること又は成立することが見込まれることを確認すること。

また、規則第一条の六第一項第八号又は第一条の九第一項に掲げる事項について届出を受けた場合には、施設の概要につき施設担当部局と連絡をとり、事業の適正な運営の確保につき確認に努めること。

### 三 届出事項の変更

- (一) 規則第一条の七第一項及び第三条の二第一項においては、それぞれ規則第一条の六第一項各号に掲げる事項(第六号に掲げる事項を除く。)又は第一条の九第一項各号に掲げる事項(第五号に掲げる事項を除く。)に重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出ることとされているが、これらの規定は、届出事項の軽微な変更については事後届出として事業者又は施設の設置者の負担を過重なものとしなことを趣旨とするものであること。
- (二) 規則第一条の七第一項にいう「重大な変更を加えようとするとき」とは、次に掲げる場合が該当するものとして取り扱われたいこと。
- ア 規則第一条の六第一項第一号に掲げる事項を変更しようとするとき。ただし、「事業の種類」を変更しようとする場合は、新たな事業の開始として取り扱うものとする。
- イ 次に掲げるような事業の経営の根幹に関わる変更を行おうとするとき。
- (ア) 経営者の氏名(法人の場合は、その名称)を変更しようとするとき。
- (イ) 条例、定款その他の基本約款中事業の経営体制に関わる事項を著しく変更しようとするとき。
- (ウ) 規則第一条の六第一項第四号に掲げる事項を著しく変更しようとするとき。
- (エ) 規則第一条の六第一項第五号に掲げる事項のうち職員の定数を著しく減員しようとするとき。
- ウ 規則第一条の六第一項第七号に掲げる事項を変更しようとするとき。
- エ 規則第一条の六第一項第八号に掲げる事項のうち事業の用に供する施設の名称又は種類を変更しようとするとき。
- オ 規則第一条の六第一項第九号に掲げる事項を変更しようとするとき。
- (三) 規則第三条の二第一項にいう「重大な変更を加えようとするとき」とは、次に掲げる場合が該当するものとして取り扱われたいこと。
- ア 規則第一条の九第一項第一号に掲げる事項を変更しようとするとき。ただし、「施設の種類」を変更しようとする場合は、新たな施設の設置として取り扱うものとする。
- イ 規則第一条の九第一項第二号及び第三号に掲げる事項を著しく変更しようとするとき。
- ウ 規則第一条の九第一項第四号に掲げる事項のうち職員の定数を著しく減員しようとするとき。
- エ 規則第一条の九第一項第六号から第八号に掲げる事項を変更しようとするとき。

○滋賀県老人福祉法施行細則

昭和38年10月9日滋賀県規則第59号

**改正**

昭和43年4月1日規則第29号  
昭和55年6月9日規則第32号  
昭和56年3月30日規則第11号  
昭和58年3月31日規則第17号  
昭和60年9月18日規則第47号  
昭和62年4月1日規則第21号  
平成3年3月30日規則第16号  
平成5年4月1日規則第31号  
平成8年4月1日規則第32号  
平成10年4月1日規則第32号  
平成11年4月30日規則第45号  
平成12年4月1日規則第157号  
平成12年7月5日規則第168号  
平成13年3月30日規則第30号  
平成17年1月1日規則第1号  
平成17年3月31日規則第24号  
平成17年4月1日規則第31号  
平成18年2月1日規則第6号  
平成18年3月13日規則第10号  
平成18年3月20日規則第14号  
平成18年4月1日規則第49号  
平成21年4月1日規則第23号  
平成24年6月18日規則第50号  
平成26年4月1日規則第39号

滋賀県老人福祉法施行細則をここに公布する。

滋賀県老人福祉法施行細則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 削除

第2章の2 老人居宅生活支援事業（第12条の2—第12条の4）

第3章 老人福祉施設（第12条の5—第23条）

第4章 削除

第5章 雑則（第30条・第31条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の施行については、法、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）および老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

**第2条** 削除

第2章 削除

### 第3条から第12条まで 削除

#### 第2章の2 老人居宅生活支援事業

(老人居宅生活支援事業開始届)

**第12条の2** 法第14条の規定による届出は、別記様式第25号の2の老人居宅生活支援事業開始届によらなければならない。

(老人居宅生活支援事業変更届)

**第12条の3** 法第14条の2の規定による届出は、別記様式第25号の3の老人居宅生活支援事業変更届によらなければならない。

(老人居宅生活支援事業廃止(休止)届)

**第12条の4** 法第14条の3の規定による届出は、別記様式第25号の4の老人居宅生活支援事業廃止(休止)届によらなければならない。

#### 第3章 老人福祉施設

(老人デイサービスセンター等設置届)

**第12条の5** 法第15条第2項の規定による届出は、別記様式第25号の5の老人デイサービスセンター等設置届によらなければならない。

(老人デイサービスセンター等事業変更届)

**第12条の6** 法第15条の2第1項の規定による届出は、別記様式第25号の6の老人デイサービスセンター等事業変更届によらなければならない。

(老人デイサービスセンター等廃止(休止)届)

**第12条の7** 法第16条第1項の規定による届出は、別記様式第25号の7の老人デイサービスセンター等廃止(休止)届によらなければならない。

(老人ホーム設置届等)

**第13条** 法第15条第3項の規定による届出は、別記様式第26号の老人ホーム設置届によらなければならない。

2 法第15条第4項の規定による認可の申請は、別記様式第26号の2の老人ホーム設置認可申請書によらなければならない。

#### 第14条 削除

(老人ホーム認可事項変更届)

**第15条** 法第15条の2第2項の規定による届出は、別記様式第28号の養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)認可事項変更届によらなければならない。

(老人ホーム廃止等届等)

**第16条** 法第16条第2項の規定による届出は、別記様式第30号の老人ホーム廃止等届によらなければならない。

2 法第16条第3項の規定による認可の申請は、別記様式第30号の2の老人ホーム廃止等認可申請書によらなければならない。

(改善命令による措置結果報告書)

**第17条** 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が法第18条の2第1項の規定により改善に必要な措置を採るべきことを命ぜられたとき、および養護老人ホームまたは特別養護老人ホームの設置者が法第19条第1項の規定により老人ホームの設備または運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいて採った措置について、別記様式第31号の改善命令による措置結果報告書により、その処分を受けた日から30日以内に知事に報告しなければならない。

#### 第18条 削除

(軽費老人ホーム設置届等)

**第19条** 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置経営

の届出は別記様式第33号の軽費老人ホーム設置届によらなければならない。

- 2 社会福祉法第62条第2項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可の申請は、別記様式第34号の軽費老人ホーム設置許可申請書によらなければならない。

(軽費老人ホーム事業変更届等)

**第20条** 社会福祉法第63条第1項の規定による軽費老人ホームにかかる変更の届出は、別記様式第35号の軽費老人ホーム事業変更届によらなければならない。

- 2 社会福祉法第63条第2項の規定による軽費老人ホームにかかる変更許可の申請は、別記様式第36号の軽費老人ホーム事業変更許可申請書によらなければならない。

(軽費老人ホーム廃止届)

**第21条** 社会福祉法第64条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、別記様式第37号の軽費老人ホーム廃止届によらなければならない。

(老人福祉センター事業開始届等)

**第22条** 社会福祉法第69条第1項の規定による老人福祉センターの設置の届出は、別記様式第38号の老人福祉センター事業開始届によらなければならない。

- 2 社会福祉法第69条第2項の規定による老人福祉センターにかかる変更または老人福祉センターの廃止の届出は、別記様式第39号の老人福祉センター事業変更届または別記様式第40号の老人福祉センター廃止届によらなければならない。

(準用規定)

**第23条** 第17条の規定は、市町、社会福祉法人その他の者が、社会福祉法第71条の規定により必要な措置をとるべき旨を命ぜられた場合に準用する。

#### 第4章 削除

**第24条から第29条まで** 削除

#### 第5章 雑則

(有料老人ホーム設置届等)

**第30条** 法第29条第1項の規定による届出は、別記様式第47号の有料老人ホーム設置届によらなければならない。

- 2 法第29条第2項の規定による届出は、別記様式第48号の有料老人ホーム事業変更届または別記様式第49号の有料老人ホーム廃止(休止)届によらなければならない。

(経由)

**第31条** 法またはこれに基づく命令等により知事に提出する書類(草津市、守山市、栗東市および野洲市の区域に係るものを除く。)は、所管の健康福祉事務所を経由しなければならない。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和43年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和55年規則第32号)

この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

付 則 (昭和56年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和60年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和62年規則第21号)



- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の滋賀県老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成3年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成5年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年規則第45号抄）

- 1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

付 則（平成12年規則第157号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成12年規則第168号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年規則第30号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第1号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成17年規則第24号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成17年規則第31号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年規則第6号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成18年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年規則第14号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年規則第49号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成21年規則第23号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年規則第50号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成26年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 別記

### 様式第1号から様式第25号まで 削除

様式第25号の2（第12条の2関係）

様式第25号の3（第12条の3関係）

様式第25号の4（第12条の4関係）

様式第25号の5（第12条の5関係）

様式第25号の6（第12条の6関係）

様式第25号の7（第12条の7関係）

様式第26号（第13条関係）

様式第26号の2（第13条関係）

### 様式第27号 削除

様式第28号（第15条関係）

### 様式第29号 削除

様式第30号（第16条関係）

様式第30号の2（第16条関係）

様式第31号（第17条関係）

### 様式第32号 削除

様式第33号（第19条関係）

様式第34号（第19条関係）

様式第35号（第20条関係）

様式第36号（第20条関係）

様式第37号（第21条関係）

様式第38号（第22条関係）

様式第39号（第22条関係）

様式第40号（第22条関係）

### 様式第41号から様式第46号まで 削除

様式第47号（第30条関係）

様式第48号（第30条関係）

様式第49号（第30条関係）

様式第25号の2（第12条の2関係）

老人居宅生活支援事業開始届

年 月 日

(あて先)  
滋賀県知事

届出者

次のとおり老人福祉法による老人居宅生活支援事業を開始したいので届け出ます。  
記

- 1 事業の種類および内容
- 2 経営者の氏名および住所  
(法人であるときは、その名称および主たる事務所の所在地)
- 3 職員の定数および職務の内容

職 名	職 務 内 容	定 数
計		

- 4 主な職員の氏名および経歴

職 名	氏 名	性 別	生年月日	経 歴

- 5 事業を行おうとする区域  
(市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)
- 6 老人デイサービス事業または老人短期入所事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地
- 7 老人短期入所事業を行おうとする者にあつては、施設の入所定員
- 8 小規模多機能型居宅介護事業または複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、サービスの拠点の名称、所在地および登録定員
- 9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する住居の名称、所在地および入居定員
- 10 事業開始の予定年月日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 関係書類として、次のものを添付してください。

- (1) 条例、定款その他基本約款
- (2) 収支予算書および事業計画書

様式第25号の3（第12条の3関係）

老人居宅生活支援事業変更届

年 月 日

(あて先)  
滋賀県知事

届出者

次のとおり老人居宅生活支援事業の届出事項を変更したので届け出ます。

記

名 称		所在地	
変更した事項	変 更 前	変 更 後	
変更した年月日			
変更した理由			

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。  
2 当該変更事項に係る関係書類を添付してください。

様式第25号の4（第12条の4関係）

老人居宅生活支援事業廃止（休止）届

年 月 日

（あて先）  
滋賀県知事

届出者

老人居宅生活支援事業を廃止（休止）したいので届け出ます。

記

- 1 廃止または休止しようとする年月日
- 2 廃止または休止の理由
- 3 現に便宜を受けまたは入所している者に対する措置
- 4 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
- 5 老人デイサービス事業または老人短期入所事業を廃止（休止）しようとする者にあつては、施設の名称、種類、所在地
- 6 小規模多機能型居宅介護事業または複合型サービス福祉事業を廃止（休止）しようとする者にあつては、サービスの拠点の名称、所在地および登録定員
- 7 認知症対応型老人共同生活援助事業を廃止（休止）しようとする者にあつては、住居の名称、所在地および入居定員

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第25号の5（第12条の5関係）

老人デイサービスセンター等設置届

年 月 日

(あて先)  
滋賀県知事

届出者

次のとおり老人福祉法による老人デイサービスセンター（老人短期入所施設、老人介護支援センター）を設置したいので届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類および所在地
- 2 建物の規模および構造ならびに設備の概要
- 3 職員の定数および職務の内容

職 名	職 務 内 容	定 数
計		

- 4 施設の長その他主な職員の氏名および経歴

職 名	氏 名	性 別	生年月日	経 歴

- 5 事業を行おうとする区域  
(市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)
- 6 老人短期入所施設にあつては、その入所定員
- 7 事業開始の予定年月日

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 2 関係書類として次のものを添付してください。
    - (1) 施設の配置図および平面図
    - (2) 土地および建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
    - (3) 届出者が市町村の場合であつて、当該市町村の区域外に設置しようとするときは、その施設を設置しようとする区域の市町の同意書
    - (4) 届出者が国、都道府県および市町村以外の場合にあつては、定款その他の基本約款

様式第25号の6（第12条の6関係）

老人デイサービスセンター等事業変更届

年 月 日

(あて先)  
滋賀県知事

届出者

次のとおり老人デイサービスセンター（老人短期入所施設、老人介護支援センター）の届出事項の一部を変更したので届け出ます。

記

名 称	所在地		
変更した事項	変 更 前	変 更 後	
変更した年月日			
変更した理由			

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。  
2 当該変更事項に係る関係書類を添付してください。

様式第25号の7（第12条の7関係）

老人デイサービスセンター等廃止（休止）届

年 月 日

（あて先）  
滋賀県知事

届出者

老人デイサービスセンター（老人短期入所施設、老人介護支援センター）を廃止（休止）したいので届け出ます。

記

- 1 廃止または休止しようとする年月日
- 2 廃止または休止の理由
- 3 現に便宜を受けまたは入所している者に対する措置
- 4 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
- 5 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地
- 6 老人短期入所事業を廃止（休止）しようとする者にあつては、施設の入所定員

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。